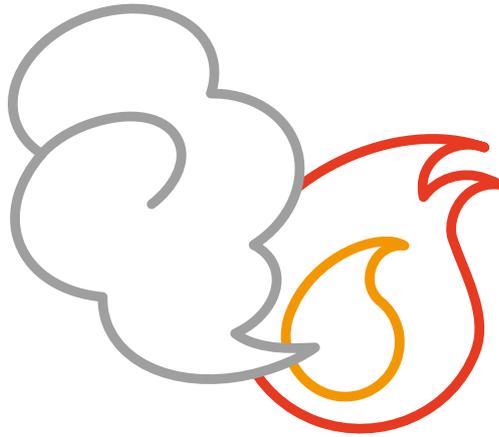


詳しくはホームページで

三和シャッター

検索



シャッター下部を「たわむ」構造にして、
はさまれた場合の荷重を大幅に軽減。



全閉時の圧迫荷重は
150N (15kgf) 以下

小・中学校向け 防火(防煙)シャッター用 危害防止機構

スクリーンセーバー



スクリーンセーバー(下部30センチ)は軽い布製のため、降下時に人や物がはさまるとたわんで荷重を軽減します。

※スクリーンセーバーを取り付けることで、既設の防火(防煙)シャッターは、建築基準法施行令 第112条第14項に適合します。

2005年12月の建築基準法の改正により、危害防止機構のない既設の防火(防煙)シャッターは「既存不適格」となります。

耐熱性
布製シート

はさまった人や物がなくなると、たわみが解消されて通常通りに閉鎖し、防火(防煙)機能を果たします。

既設の手動式・電動式
防火(防煙)シャッター専用。
簡単に取り付けが可能です。

短期間の工事ですので、土・日や夏休みなどを利用して設置できます。

国土交通大臣認定

- 特定防火設備(建築基準法施行令 第112条第1項):EA-0225
- 防火区画の防火設備(建築基準法施行令 第112条第14項第一号):CAT-0334、CAT-0346
- 遮煙性能を有する防火設備(建築基準法施行令 第112条第14項第二号):CAS-0335

注意

- 日常開閉する管理用シャッターとしては使用できません。
- シャッター降下中は避難扉から避難してください。

三和グループ

三和シャッター工業株式会社 03-3346-3011